

(目的)

第1条 新潟市自転車利用環境計画の推進について、市民、学識経験者、関係行政機関からの幅広い意見を聴取することを目的として、新潟市自転車利用環境推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(開催期間)

第2条 委員会の開催期間は、平成32年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会には、必要に応じオブザーバーを置くものとする。

(委員任期)

第4条 委員の任期は、就任した日から就任した日の年度の末日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会の進行を行う。

3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は、公開とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、土木部土木総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

委員		
区分	現職等	氏名
学識経験者	新潟大学工学部建設学科 准教授	イワサ アキヒコ 岩佐 明彦
	茨城大学工学部都市システム工学科 教授	キン トシアキ 金 利昭
団体代表	NPO法人 自転車活用推進研究会 事務局長	コバヤシ シゲキ 小林 成基
	「自転車のまち”新潟”」の会 会長	イワマ マサヨシ 岩間 正吉
	にいがたレンタサイクル研究会事務局長	タカハシ マサヨシ 高橋 正良
	NPO法人 ワーキングウィメンズアソシエーション理事	クリヤマ ヤスコ 栗山 靖子
	NPO法人 まちづくり学校代表理事	ハセガワ ミカ 長谷川 美香
	新潟県交通安全協会女性部長（理事）	カネコ カズコ 金子 和子
	新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」企画委員	ヨシダ アヤコ 吉田 綾子
関係行政機関	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長	マツモト タケン 松本 健
	新潟県警察本部交通部交通規制課長	オオモモ マサアキ 大桃 正明
公募委員		スギモト ミチアキ 杉本 道秋
		ワタナベ ナオコ 渡辺 直子
オブザーバー		
区分	現職等	氏名
関係団体 (公共交通機関)	東日本旅客鉄道(株)新潟支社総務部企画室長	ニシダ サトシ 西田 聡
	新潟交通株式会社乗合バス部運転保安課長	ワダ トオル 和田 徹
事務局		
区分	現職等	氏名
事務局	新潟市土木部土木総務課	